

第1編 総 則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画について定める。

1 県の責務（法3）

県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質（法11）

本計画は、県が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「岩手県地域防災計画」等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 県国民保護計画の変更（法34関係）

本計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効

性の高いものとしていくものであり、見直しに当たっては、軽微な変更を除き、岩手県国民保護協議会に諮問のうえ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、同意を得た後、議会に報告し、公表する。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画（法35、36関係）

市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとされており、本計画には市町村及び指定地方公共機関がそれぞれの計画を作成する際の基準となるべき事項を定めるものとする。

また、知事は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図るとともに、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置に関する整合性を図る。

さらに、知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行うことができる。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり定める。

1 基本的人権の尊重（法5）

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公用令書の公布等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法6）

県は国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 住民に対する情報提供（法8関係）

県は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、災害時要援護者に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法3）

県と、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努めることとされている。

5 住民の協力（法4）

県は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。

6 普及・啓発、訓練の実施（法42関係、43関係）

県は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への参加を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮（法7関係）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、言論、その他表現の自由及び放送の自主性、自律性について最大限尊重する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対するきめ細かな配慮が必要であり、県は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、災害時要援護者の保護について留意する。

また、県は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章等や特殊標章等の交付等の国民保護措置を実施することにより、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22）

県は、県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じ、国から得た情報、武力攻撃災害の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する国民に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の事務又は業務の概要について、以下のとおり定める。

1 県の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 市町村の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
市町村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、住民の避難誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他の管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 盛岡財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 八戸税関支署 宮古税関支署 大船渡税関支署 大船渡税関支署釜石出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
岩手労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 東北支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

第1編 総則

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

東北運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車輛の安全保安
東京航空局 仙台空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌航空交通管制部 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区気象台 盛岡地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部釜石海上保安部 八戸海上保安部 釜石海上保安部宮古海上保安署	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 海上における生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び避難の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者 日本放送協会 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者 東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株) 日本通運(株) JRバス東北(株) (株)日本航空インターナショナル 佐川急便(株) 西濃運輸(株) 福山通運(株)	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の輸送の確保

ヤマト運輸(株) 三陸鉄道(株) IGRいわて銀河鉄道(株) (社)岩手県トラック協会 (社)岩手県バス協会 (株)岩手県交通 (株)岩手県北自動車	
電気通信事業者 東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ東北 KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	1 避難施設における電話、その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 電源開発(株) 東北電力(株)	1 電気の安定的な供給
ガス事業者 (社)岩手県高圧ガス保安協会	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
郵便事業株式会社	1 郵便物の送達の確保等
病院、その他の医療機関 独立行政法人国立病院機構 (社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	1 医療の確保
公共土木施設の管理者 東日本高速道路(株)	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行、その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 県の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴

(1) 位置・面積

本県は、本州の北東部、概ね東経141度と142度間に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円形をしており、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県、東は太平洋に面している。

広さは15,278.77km²で、県として日本最大の面積を有していることから、避難時における移動距離や移動時間を考慮したうえで、避難手段や移動中の救援などについて配慮する必要がある。

(2) 地勢・気候

県の中央を北上高地が、秋田県境を奥羽山脈が南北に走り、その間を北上川が流れ、北上盆地が広がっている。県土の7割以上が森林で占められており、可住地面積割合は24%あまりであるが、そのほとんどが北上盆地に集中している。

また、中山間地域が県土の約8割近くを占めており、その地形的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立化が懸念される。

さらに、冬期間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることから、特別な配慮が必要となる。

本県は、約700キロメートルの長い海岸によって太平洋に面しているが、海岸段丘やリアス式海岸といった大規模な着上陸侵攻には適さない地形である。反面、ゲリラや特殊部隊又は武装工作員等を密かに潜入させるといった目的に対しては、適した地形と考えられることから、こうした事態に的確に対応することが重要である。

2 社会的特徴

(1) 交通機関等

鉄道輸送等は、東日本旅客鉄道(株)、IGRいわて銀河鉄道(株)、三陸鉄道(株)が担っており、特に東北新幹線は高速交通網の要として重要な役割を果たしていることから、テロ等により列車などが爆破された場合には、甚大な被害の発生が懸念されるため、安全確保には特に配慮していく必要がある。

バス輸送に関しては、(株)岩手県交通、(株)岩手県北自動車、JRバス東北(株)等が担っている。また、県内外各社により高速バスが運行されている。

道路については、国道4号及び東北縦貫自動車道が南北を縦断しているが、沿岸

部と内陸部を結ぶ道路が限定されており、住民の避難に当たっては自衛隊等の部隊の展開との調整が必要である。

本県においても車社会の急激な進展により、自動車交通量が飛躍的に増加したため、避難の手段として自家用車の使用を認めると重大な混乱を招くと考えられることから、鉄道、バス、徒歩といった手段による避難を原則とすることが望まれるが、地理的条件や交通事情などを勘案したうえで、自家用車等の使用にも配慮する。

空港は、花巻市に2,500mの滑走路を有している花巻空港がある。

港湾は、重要港湾である大船渡港（大船渡市）、釜石港（釜石市）、宮古港（宮古市）、久慈港（久慈市）と、地方港湾である小本港（岩泉町）、八木港（洋野町）がある。

漁港は、第4種漁港が1港、第3種漁港が4港、第2種漁港が23港、第1種漁港が83港ある。

(2) 重要施設等

県内には陸上自衛隊の岩手駐屯地及び航空自衛隊の山田分屯基地があり、こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられることから、施設周辺の住民の避難について配慮していく必要がある。

本県には、原子力発電所は存在しないものの、隣接県に原子力発電所があり、宮城県女川原子力発電所から藤沢町役場まで約50km、青森県東通原子力発電所から洋野町役場まで約80km、青森県原子燃料サイクル施設等から軽米町役場まで約60kmの距離であるため、大規模な原子力災害が起きた場合、風向きなどによっては住民の避難等を行う必要がある。

県内には、国民保護法で定める生活関連等施設が所在しており、こうした生活関連等施設がひとたび破壊されると、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実させていく必要がある。

特に留意すべき施設としては、久慈国家地下石油備蓄基地が久慈市にあり、医療用RI廃棄物を一元的に処理する施設として、滝沢村に日本アイソトープ協会の茅記念滝沢研究所がある。

第5章 本計画が対象とする事態の類型

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超える各種の不正規型の武力攻撃（政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

一般的に被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設（原子力施設等）やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。

発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間で着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急処理事態の類型及び対応（法183関係）

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの、緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ア 原子力事業所等の破壊
- イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ウ 危険物積載船への攻撃
- エ ダムの破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来